

平成 26 年 3 月 25 日 (火)
愛知県農林水産部水産課
環境・栽培グループ
担当 黒田・植村
内線 3791・3792
ダイヤル 052-954-6461

愛知県海域の二枚貝の出荷自主規制について

本日（3月25日）実施した貝毒検査において、蒲郡・豊橋海域のトリガイ、渥美半島海域のアサリ、ウチムラサキ（大アサリ）から、規制値をこえる麻痺性貝毒が検出されたため、本日付で各対象海域の漁業関係者に、これらの二枚貝の出荷自主規制等を要請しました。

1 貝毒検査について

3月19日に実施した貝毒検査において、蒲郡・豊橋海域のアサリから規制値を超えるまひ性貝毒が検出されたため、通常月2回実施の検査を週1回の頻度に増やして実施しています。

2 貝毒の検査結果について

本日実施した貝毒検査で、蒲郡・豊橋海域のトリガイ、渥美半島海域のアサリ、ウチムラサキから国が定めた規制値（1gあたり4マウスユニット）を上回る麻痺性貝毒が検出されました。このため、蒲郡・豊橋海域のトリガイ、渥美半島海域のアサリ、ウチムラサキの出荷自主規制及び潮干狩りの自粛を、関係漁協や市町等へ要請しました。なお、蒲郡・豊橋海域のアサリについては、規制値以下でしたが、原因プランクトンがまだ見られること、他の貝の毒化の状況等から、3月19日に要請した出荷自主規制措置等は継続します。

3 今後の対応について

本日の検査では、蒲郡・豊橋海域及び渥美半島海域以外では、規制値を超えた貝毒は検出されておりませんが、今後も1週間に1回の頻度で検査を実施する予定です。

貝毒量が規制値以下となり、学識経験者等で構成する「愛知県貝毒出荷自主規制解除判定会議」を開催し、安全性が認められた場合は出荷自主規制を解除します。

(別紙)

○麻痺性貝毒の検査結果

採取年月日	検査年月日	貝種	採取海域	麻痺性貝毒 (MU/g)
平成26年 3月4日	平成26年 3月5日	アサリ	伊勢湾	ND (検出せず)
			知多湾	ND (検出せず)
			一色・衣浦	ND (検出せず)
			幡豆	ND (検出せず)
			蒲郡・豊橋	ND (検出せず)
			渥美半島	ND (検出せず)

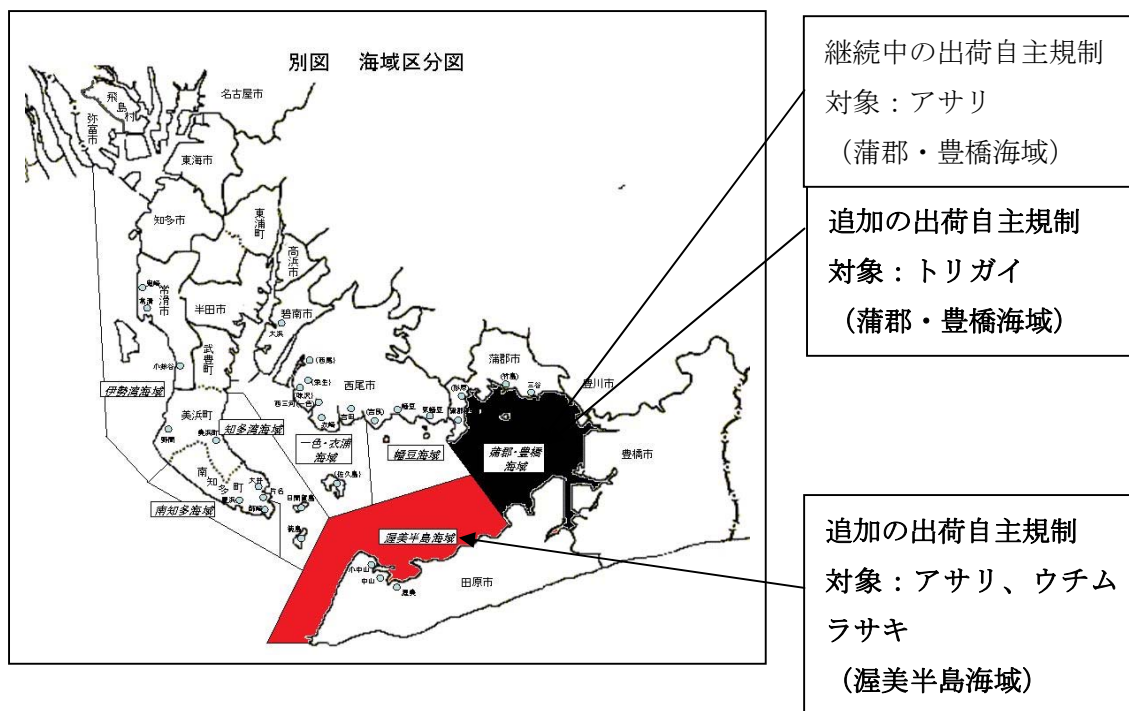
採取年月日	検査年月日	貝種	採取海域	麻痺性貝毒 (MU/g)
平成26年 3月18日	平成26年 3月19日	アサリ	伊勢湾	ND (検出せず)
			知多湾	ND (検出せず)
			一色・衣浦	ND (検出せず)
			幡豆	1.95
			蒲郡・豊橋	6.82
			渥美半島	2.34

採取年月日	検査年月日	貝種	採取海域	麻痺性貝毒 (MU/g)
平成26年 3月24日	平成26年 3月25日	アサリ	伊勢湾	ND (検出せず)
			知多湾	ND (検出せず)
			一色・衣浦	ND (検出せず)
			幡豆	ND (検出せず)
			幡豆 (追加調査点)	2.82
			蒲郡・豊橋	ND (検出せず)
			蒲郡・豊橋 (追加調査点)	2.61
			渥美半島	ND (検出せず)
			渥美半島 (追加調査点)	5.12
		トリガイ	蒲郡・豊橋	9.96
ウチムラサキ	渥美半島	4.28		

※ 麻痺性貝毒の規制値：4 MU/g (MU：マウスユニット)

MU：マウスユニット。マウスの死亡時間で測定する貝毒の単位。

○出荷自主規制対象海域



○出荷自主規制及び潮干狩りの自粛を要請している漁協、市等

- アサリ
 - ・ 蒲郡漁業協同組合、三谷漁業協同組合、渥美漁業協同組合、中山漁業協同組合、小中山漁業協同組合
 - ・ 蒲郡市、豊橋市、豊川市、田原市
- ウチムラサキ
 - ・ 渥美漁業協同組合、中山漁業協同組合、小中山漁業協同組合
 - ・ 田原市
- トリガイ
 - ・ 蒲郡・豊橋海域での操業自粛
- 県内卸売市場（8カ所）
- 貝類仲買業者

○県のホームページへの掲載

<http://www.pref.aichi.jp/0000000820.html>

(参考)

1 貝毒について

(1) 貝毒の種類

貝毒には、麻痺性と下痢性があります。今回は麻痺性貝毒が検出されました。

なお、麻痺性貝毒は平成3年と13年に、規制値を超えて出荷自主規制を行いました。なお、下痢性貝毒は愛知県では規制値を超えた事例はありません。

(2) 麻痺性貝毒の原因

愛知県海域での麻痺性貝毒の原因プランクトンは、主にアレキサンドリウム・タマレンセ (*Alexandrium tamarense*) です。春頃に増殖します。

(3) 麻痺性貝毒の症状

食後30分くらいで口や顔等のしびれが始まり、ひどいときには全身にマヒが広がります。近年は死亡例はありません。なお、貝毒は調理など通常の加熱では消えません。

2 貝毒の規制

(1) 貝毒の規制値

昭和55年の厚生省通知により、可食部1gあたり4マウスユニット(MU*)を超える麻痺性貝毒を含む貝類は、食品衛生法第6条に規定する有毒な食品として、販売等を行ってはならないこととされています。

*MU：マウス検査により定められる貝毒の単位。麻痺性貝毒の場合、体重20gのマウスを15分間で死亡させる毒量を1マウスユニット(MU)と定めており、死亡時間によりMUが決められます。

(2) 愛知県における検査体制

農林水産部において、3～5月に月2回のペースで衛生研究所に依頼してマウスによる検査を行っています。平成26年の検査計画は以下のとおりですが、当面の間、1週間に1回の頻度で検査を実施する予定です。なお、貝毒検査の他にも、プランクトン量は常にモニタリングを行っています。

検査月	3月	4月	5月
麻痺性貝毒	2回×6海域	2回×6海域	1回×6海域
下痢性貝毒		1回×6海域	1回×6海域

(3) 出荷自主規制の解除

相当期間にわたり規制値を下回る結果が出た場合、学識経験者等で構成する「愛知県貝毒出荷自主規制解除判定会議」を開催し、安全性が認められた場合は出荷自主規制を解除します。

3 過去の事例

(1) 愛知県における過去の貝類出荷自主規制

- ・平成 3 年 4 月 4 日～4 月 24 日：麻痺性貝毒（アサリ）
- ・平成 13 年 2 月 20 日～3 月 19 日：麻痺性貝毒（アサリ、ウチムラサキ、マガキ）

(2) 全国の麻痺性貝毒による出荷自主規制の状況

- ・平成 24 年度：13 件（宮城県マガキ、北海道ホタテガイ等）
- ・平成 25 年度：27 件（大阪府アサリ、兵庫県アサリ、宮城県アサリ、ホタテガイ等）

4 愛知県の漁獲量

(1) アサリ

年	20	21	22	23	24
漁獲量（t）	19,278	18,263	17,635	16,703	17,562
全国順位	1 位	1 位	1 位	1 位	1 位
全国シェア	49.2%	57.7%	64.9%	58.0%	64.3%
生産額(百万円)	5,552	5,260	4,973	4,476	4,865

（農林水産統計）

(2) トリガイ

年	20	21	22	23	24
漁獲量（t）	394	774	94	527	314

（水産課調べ）

(3) ウチムラサキ

統計なし。